

## 第4章 プランの内容

## 基本目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性等に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。

### 基本目標Ⅰ

#### 男女がともに参画できる社会への意識づくり

方針1 男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実

方針2 多様な選択を可能にするための教育・学習の充実

方針3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### 方針 1

## 男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実

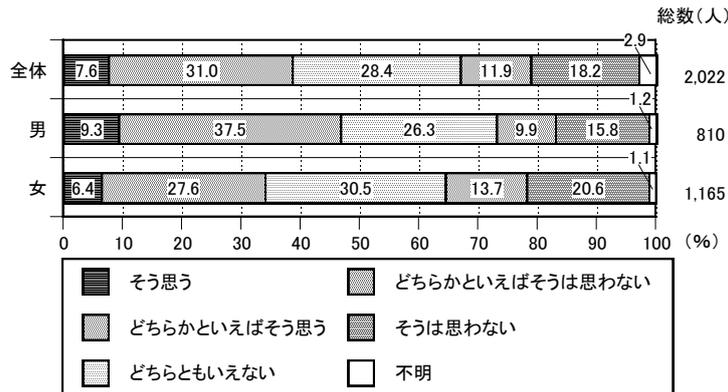
### ●現状と課題●

- 男女共同参画社会の形成は、まず個人としての尊厳が尊重されることが大前提となります。
- 本市は、平成18年12月12日に「人権尊重の都市」宣言をし、その中で、人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、将来にわたって保障されるものでなければならないと考えています。
- 平成19年に「津海市人権教育・啓発基本計画」を策定しており、それに従い、人権作品の表彰発表、人権講演会を内容とする人権啓発推進大会を毎年開催するほか、市内3ヶ所において月1回以上の人権相談所を開設して人権啓発の推進、人権意識の高揚を図っています。
- 毎年、市内の小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀な作品をクリアファイルに印刷し、市内中学生と市内小学6年生、教職員に配布することにより人権教育の意識付けを行っています。
- 人権問題に関する啓発活動や人権を侵害された場合の相談事業をはじめ、人権に関する教育も実施していますが、現実には多くの差別があると言わざるを得ない状況で、今後も一般市民の人権問題に対する正しい理解を深めていくことが重要です。
- 男女共同参画社会の形成には、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。
- 固定的な性別役割分担意識は、家庭、職場、地域など様々な場面でみられ、女性のみでなく男性にとっても生き方の選択を狭め、男女共同参画社会の実現を阻む要因となっています。
- 平成22年8月実施の「まちづくりに関する市民意識調査」（以下、「意識調査」という。）において、本市の「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、「どちらかと言えばそう思う」（消極的肯定）が31%と最も高く、「そう思う」（積極的肯定）を合わせた分担論肯定が39%、「どちらかと言えばそう思わない」（消極的否定）と「そう思わない」（積極的否定）を合わせた分担論否定が30%となっており、市民

の間ではまだまだ性別役割分担意識が根強く残されており、男女共同参画社会を実現するうえでひとつの大きな障害になっていると考えられます。(図1参照)

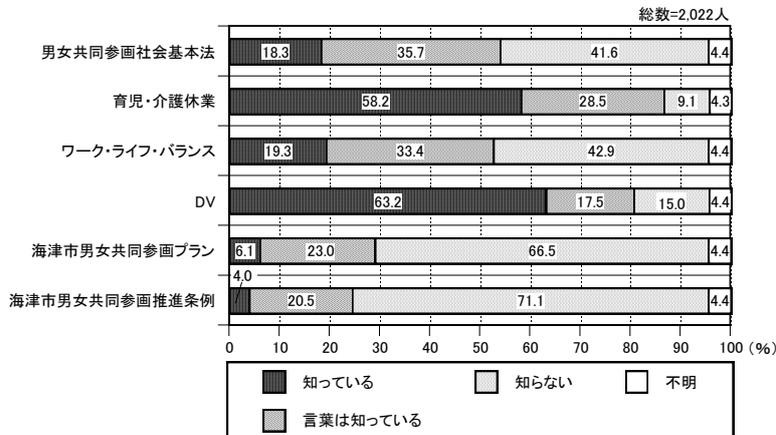
- 意識調査による用語の認知度では、「男女共同参画社会基本法」という言葉については、「言葉は知っている」は36%、「知らない」は42%である反面、「知っている」は18%にとどまるなど、認知度は高いとはいえません。「海津市男女共同参画プラン」、「海津市男女共同参画推進条例」の認知度になると、さらに低くなっています。(図2、図3参照)
- 毎年、市民を対象とした男女共同参画フォーラムを実施して啓発活動を行っていますが、参加者数などから男女共同参画に関する意識が依然として高いと言えない状況です。
- こうした現状から、男女共同参画社会についての正しい理解と一層の認知を目指し、広報、講座等の幅広い情報提供を通して、継続的な意識啓発に努める必要があります。
- 市民から要請があれば、担当職員が向ういて男女共同参画社会について説明を行う出前講座も実施していますが、年に数回程度の依頼しかなく事業のPRが必要です。
- 市の広報物や刊行物に関しては、男女の偏った表現等がなされないように広報物のガイドラインを定めています。これに沿って現在は広報物等が作成されていますが、一度定めたガイドラインは、時代とともに見直しする必要があり、職員にも継続してガイドラインの活用について啓発する必要があります。

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



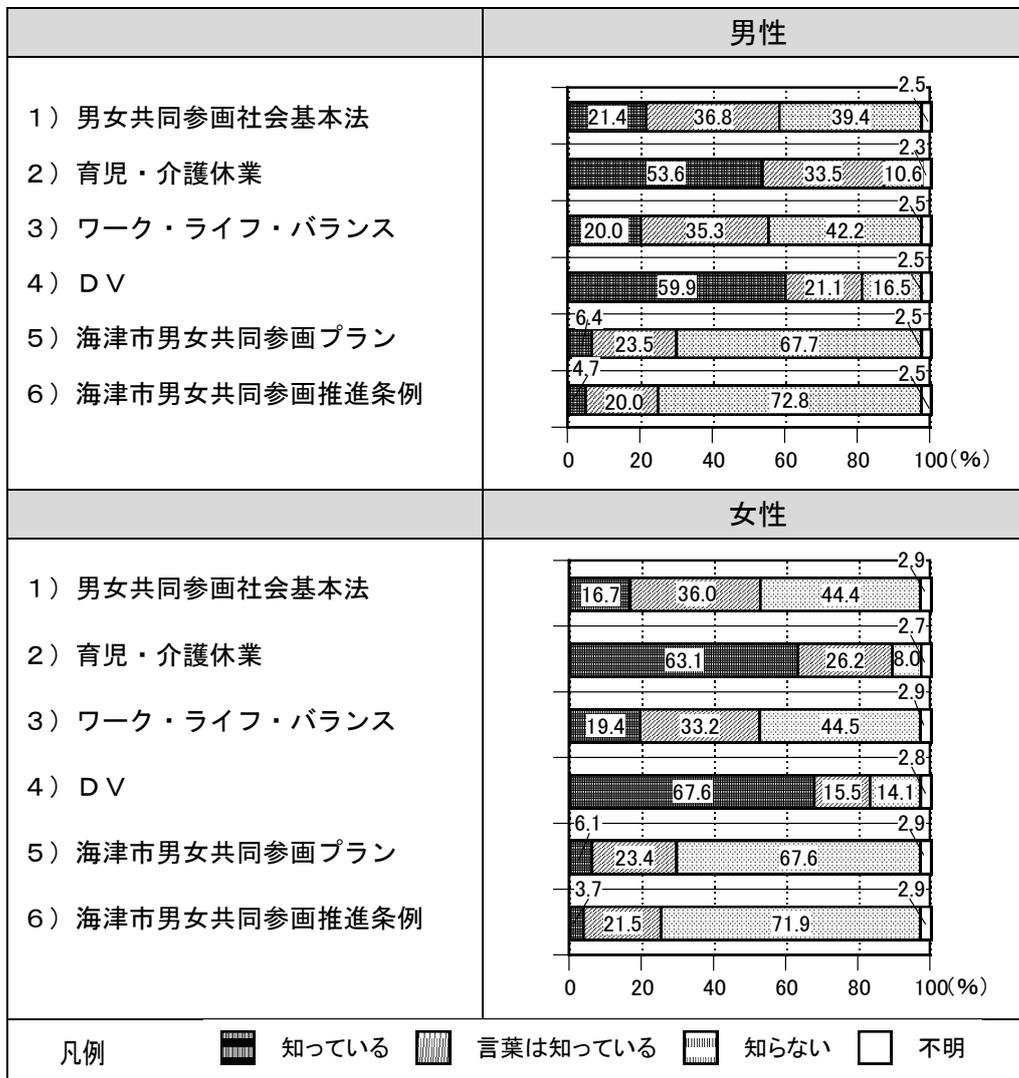
資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

図2 男女共同参画社会に関する用語の認知度



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

図3 性別「男女共同参画社会に関する用語の認知度」



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ① 人権意識を高める啓発活動の充実
- ② 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

## 施策の方向 1 人権意識を高める啓発活動の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について知識を得られるように情報提供や啓発活動の充実を図ります。また、人権が侵害された場合等の相談窓口を設置します。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①人権に関する講演会等の開催	人権に関する意識啓発のための講演会等を開催します。	人権啓発事業	市民課
		人権・同和問題啓発事業	福祉総務課
		人権同和教育教員研究会事業	学校教育課
②人権に関するパンフレット等の作成	人権に関するパンフレット等を作成し、情報提供や意識啓発を行います。	人権・同和問題啓発事業	福祉総務課
③人権相談窓口の開設	人権相談を月3回実施します。	人権啓発事業	市民課
④人権に関する標語・ポスターの募集及び啓発	人権・同和問題啓発のため、市内小学6年生を対象に標語を、中学1年生を対象にポスターを募集し、優秀作品をクリアファイルにして配布します。	人権・同和問題啓発事業	福祉総務課
			生涯学習課

## 施策の方向 2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

男女共同参画社会の形成への大きな障害の一つに、人々の意識の中に長い時間に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があり、この意識が未だ根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を充実します。

また、男性、子ども、若年層などを含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報提供を図ります。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①広報紙、ホームページ等による啓発	市報、ホームページ等を活用し、男女共同参画に関する情報提供や意識啓発を行います。	男女共同参画啓発事業	企画政策課 (全課)
②男女共同参画に関するフォーラム等のイベント開催	男女共同参画に関する意識啓発のためフォーラム等を開催します。	男女共同参画フォーラム事業	企画政策課

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
③男女共同参画に関する出前講座の実施	男女共同参画意識の高揚を図るため、希望する市民組織に対して、出前講座を実施します。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
④男女共同参画週間・月間での積極的周知	国の男女共同参画週間、岐阜県の男女共同参画強化月間等に合わせて啓発等を行い、男女共同参画の機運を高めます。	男女共同参画啓発事業	企画政策課
⑤広報物のガイドラインに沿った広報・刊行物の発行	広報物のガイドラインを時代の変化とともに見直しながら、その活用を図ります。	男女共同参画啓発事業	企画政策課 (全課)
⑥性と生殖に関する健康・権利の視点の啓発	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重し合うことができるような啓発活動を行います。	健康相談事業 健康教育事業 男女共同参画啓発事業	健康課 企画政策課

方針  
2

## 多様な選択を可能にするための教育・学習の充実

### ●現状と課題●

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となるのが教育・学習です。
- 男女がお互いの生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習が重要です。
- 本市では学校教育の場において、毎年、学校、幼稚園、保育園の教職員等指導者を対象に人権同和教育研修会を実施し、教職員の人権感覚を磨き、男女平等や相互理解、両性の自立について理解を深めていますが、家庭教育の場においても人権教育の推進が必要です。なお、児童・生徒に対しては、毎月各小・中学校において、人権同和教育と特別支援教育に関する校内研修会を実施し、人権意識の高揚を図り、男女平等意識を高めるよう努めています。
- 生涯学習や社会教育の場において、男女共同参画社会の実現に向けた学習機会や内容の充実を図ることも重要であり、女性の市民が参加しやすい平日の午前や職に就いている人が参加しやすい平日の夕方などに各講座を設定するとともに、ニーズに合わせて参加できるよう内容もコースも多様性を持たせています。しかし、各講座には民間でも行われているものがあること、各講座とも定員に達していないこと、学んだことを生かしてその後の活動や就職が出来ているかどうかの検証ができていないこと等の問題点があり、今後の継続が懸念されます。
- 変化が激しい社会（技術・知識・社会意識・価値観など）の中で学びは欠かせないため学習のニーズは高いと思われませんが、行政が提供している社会教育講座が市民ニーズに必ずしも対応しておらず、受講者が高齢者と女性に偏っています。
- 高齢者学級の学級生には、行政が主催する人権講演会に参加をしていただき、意識付けを行っていますが（学級生の約半数が参加）、学級生（平成22年度：423人）のうち、

3/4が女性であり、60代（高齢者学級の中でも若い世代）の人数が少ないため、男女や年代において全体的に意識啓発ができていない状況です。

- 毎年、市民を対象とした男女共同参画セミナーを実施していますが、参加者数が少ないため、内容を見直し、参加者が集まる事業に改善していく必要があります。
- 海津図書館において、平成22年度に男女共同参画に関する書籍のコーナーを設置し一般市民に向けた男女共同参画の学習の場を設けましたが、男女共同参画に該当する書籍が多岐にわたっていることから、書名に「男女共同参画」とある本ばかりではないため、内容を確認する必要がある、そのことは書籍コーナーを維持する問題となっています。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①男女平等を推進する教育の充実
- ②男女共同参画に関する学習機会の充実

## 施策の方向 1 男女平等を推進する教育の充実

学校教育及び社会教育において、子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解できるよう、研修等を実施します。また、保護者にも、男女平等教育について理解し実践していただけるように働きかけを強化します。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①男女平等を推進する教育の実施	学校において道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園の活動時において男女平等を推進する教育を実施します。	小学校10校運営事業 中学校4校運営事業 公立保育園運営管理事業	学校教育課 こども課
②教職員に対する研修等の開催	教職員等指導者を対象に男女平等についての研修を実施し、その実践に努めるよう指導・支援します。	人権同和教育教員研究会事業	学校教育課
③保護者に対する男女共同参画の働きかけ	保護者に対して、家庭、子育てにおける男女平等意識を高めるよう働きかけを積極的に行います。	人権・同和問題啓発事業	福祉総務課 (学校教育課)
④公立中学校における職場体験の実施	子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進します。	職場体験学習補助事業	学校教育課

## 施策の方向 2 男女共同参画に関する学習機会の充実

男女がともに希望するときに希望する場所で能力開発・生涯学習に参加できるよう学習機会の充実を図ります。  
 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや能力開発・生涯学習を推進します。  
 また、図書館において、男女共同参画社会に関する情報の収集や学習環境の整備に努めます。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①男女共同参画に関するセミナーの開催	男女共同参画に関するセミナーを開催します。	男女共同参画セミナー事業	企画政策課
②子育て支援事業に父親が参加できる機会の設定	子育て支援センター等の親子のふれあい活動などに、多くの父親が参加できるように、積極的な呼びかけや、開催日時・募集方法を工夫します。	地域子育て支援拠点事業	こども課
③各種講座・セミナーの開催及び男女共同参画の視点による運営	学びたい市民を対象にテーマ別講座・連続講座等を開催します。講座等の運営にあたり、男女が出席しやすい日時を設定するなど、受講者に対して、男女の差別なく、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等の取扱いに留意し、社会的・文化的に形成された性差別に敏感な視点を持って運営します。	生涯学習講座(企画)運営事業	生涯学習課 (各講座担当課)
④図書館における男女共同参画に関するコーナーの設置及び関連書籍の貸し出し	図書館に男女共同参画に関するコーナーを設置し、関係書籍の貸し出しを行います。	図書資料購入事業	図書館

### 方針 3

## 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

### ●現状と課題●

○人権の尊重は、男女共同参画社会実現の基本となるもので、生まれながらの権利として、いかなる場合でも尊重されなければなりません。しかし、主として男性配偶者等からの暴力(DV<sup>\*1</sup>)、セクシュアル・ハラスメント<sup>\*2</sup>や性犯罪、パワー・ハラスメント<sup>\*3</sup>等は社会的問題となっています。しかもこれら被害者となるのは、男性に比べ

女性の方が圧倒的に多いのが現状です。それは、女性に対する暴力には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差、生まれながらの身体的構造等、男性が優位に立ち女性はそれに従うものであるという誤った社会的認識があるからと考えられています。

- 近年、子どもや高齢者への虐待のニュースも目立つようになり、大きな社会問題となっています。誰もが、それぞれ自身の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提です。
- 子どもへの虐待は、健やかな成長や発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題で、高齢者への虐待は、発覚しづらく、発生するケースに複雑な家庭事情が絡むことが多いため、防ぐためのノウハウが蓄積されにくいという背景があります。
- 暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、自由を束縛し、自信を喪失させ、さらに従属的な状況に追い込む犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき大きな課題としてその根絶に向けた努力が必要です。
- 女性に対する暴力を予防するため、県からの依頼により市報やチラシで広報・啓発活動を行っていますが、チラシを窓口に置くだけでは啓発が不十分な状況です。
- 本市では、女性等に対する暴力の相談・保護等は、主に福祉事務所で行っていますが、相談件数がなくなることはありません。（表1参照）また、相談窓口は設置していますが、支援体制については、様々な窓口との連携が十分とれておらず、ネットワーク化を図っていく必要があります。

表1 女性等に対する暴力の相談件数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	2	3	5	5	3

資料：福祉総務課

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

※2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。

※3 パワー・ハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語である。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実
- ②被害者の救済体制の強化

施策の方向 1 あらゆる暴力を予防するための啓発活動の充実

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権をおびやかし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼすため、配偶者等からの暴力（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①女性等に対する暴力防止の意識啓発・予防啓発	配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメントに関するパンフレット等を配布し、主に女性が被害者となるあらゆる暴力防止の意識を高め被害者の早期相談を促すための予防啓発を行います。	男女共同参画啓発事業 母子自立支援員設置事業	企画政策課 福祉総務課
②性犯罪防止の取り組み	夜間でも安心して街路を通行できるよう、防犯灯を設置したり、海津地区防犯協会に補助金を交付することで、地域防犯パトロールや市民への性犯罪防止に向けた取り組みを実施します。	防犯灯設置事業 防犯協会補助事業	総務課
③若年層の暴力を根絶するための取り組みの推進	若年層を対象とした「デートDV」を未然に防ぐための啓発を行います。	中学校4校運営事業	学校教育課
④児童虐待・DV防止に関する広報・啓発	ポスターやパンフレットの配布のほか、子育て支援相談等により、児童虐待及びDV防止の啓発を行います。	家庭児童相談室設置事業 母子自立支援員設置事業	福祉総務課

## 施策の方向 2 被害者の救済体制の強化

配偶者等からの暴力（DV）等の被害者を対象とする相談窓口を設置するとともに、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、被害者がひとりで悩まず問題解決が図れるよう努めます。

具体的施策	内 容	事務事業名	担 当 課 (関係課)
①配偶者等からの暴力に関する相談窓口の設置	福祉事務所において、配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置し、問題解決に向けて支援します。	母子自立支援員 設置事業	福祉総務課
②被害者女性等の保護・救済支援の実施	相談内容や被害の深刻さにより、関係機関（女性相談センター、子ども相談センター、警察等）と連携し、保護や自立に向けた支援を行います。	母子自立支援員 設置事業	福祉総務課
③DV防止計画策定の検討	支援体制についてのネットワーク化を図り救済体制づくりを推進するため、DV防止計画の策定を検討します。	母子自立支援員 設置事業	福祉総務課
④要保護児童対策の連携体制の整備	児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見、早期対応及び適切な保護を図るため、子どもに関わる関係課及び関係機関の連絡体制の強化等連携強化を図ります。	要保護児童対策 地域協議会運営 事業	福祉総務課